

令和1年度

事業報告書



月別行事状況報告掲示

社会福祉法人 田辺市社会福祉事業団

当施設は、田辺市が高齢の生活困窮者を長年に亘り支援されてきた事業を平成9年に継承し、以降22年になりますが、この間、日々の生活を営む上で、課題を持たれている方々を受け入れて、安心と安全な生活の場を提供してきました。

法人運営は、田辺市からの施設管理運営委託料（指定管理委託料）収入と、介護保険サービスの提供報酬を取得して、これらを主要な収入として運営を行っています。

指定管理は5年間の固定契約であります。介護報酬収入についても、養護老人ホームには軽度の認定者が多いという特性があることから、基準により報酬額が制約されているので、不意の支出増等には留意し運営を行っています。

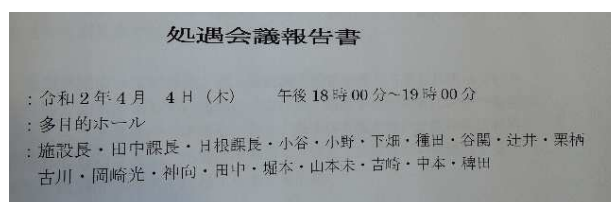
今年度も、入居者生活に影響する施設設備管理には、気配りをしながら、運営を行いました。開設後20年余が経過し、設備機器や備品に経年劣化による故障が多く発生しています。これらの限界を超過した設備の内、漏水が多発していた、廊下や共同スペースの天井内にある給湯配管は、田辺市の事業により、過年度から継続して、部分改修を進めていただき、改修により劇的に事案が解消されています。

他にも、未改修である給水・給湯配管や排水管ありますし、給湯ボイラーや冷暖房機のほか、照明器具関係、火災報知器関係、放送設備、受変電装置等の機能劣化があります。また補修部品がメーカーで製造されていないことがあり、一度故障が発生すれば長期にわたり機能停止が続くと懸念されています。建物外壁の補修も推奨期限から2倍以上経過しているところですので、入居者生活を間断なく続けていただくためにも課題が存在しています。

設備機能回復のため、修繕費用が突発的に必要となる場合がありますが、出来る限り外注することなく、経費節減のため直接修繕で対処するなどに努めています。

職員の雇用環境についても、少子高齢化傾向から、労働力不足が顕著になっており、新規雇用の際には今以上の処遇ベースを示さないと、雇用できない状況にあります。

施設サービスを担当する職員は平均勤務年数10年以上と安定して勤務しており、生活相談等にも的確に対処でき、医務的な相談にも医師等に繋ぐことができる職員が勤務しています。今年度内においても、研修等を通じて研鑽を重ね、過誤の発生することの無いよう努めてきました。（写真 研修受講状況）



2年前に、当法人では運営環境の改善に向け、事業の見直しを行い、中心事業である養護老人ホーム利用者に、現状の生活を維持していただけるよう、24時間体制で介護的サービスを提供できる体制を整えました。

今年度も施設ではご利用者の健康長寿を目標にして、定時の起床や就寝と共に、健康体操を朝夕に実施する等を行いました。また、医療的な取り組みとしては、定期検診の実施や嘱託医による往診、歯科医師の訪問診療等、専門職による診察も続けていきます。

このような施設の関りによって、身体的に安定した生活を営んでいただくよう努めてまいりました。

入居者間には、経済面での課題を持たれている方が少なくなく、無年金者と厚生年金等の受給者との間に、金銭収支に格差が存在し、例えば外出行事の実施時等で、共同生活を営む上での障害となる場合が散見されます。

入居以前からの課題を解決できないまま入所されている方もあり、今年度も、施設では専門家の助けを得ることや、入居者との協議の中で課題解決に取り組み、こころ安らかに日々の生活を営めるように努めました。

介護保険ご利用者と健常者との、職員の関り度合や、サービスの提供度合いに、必然的に格差が生じてきますので、平準化を図るため、施設サービスとしての機能訓練や趣味活動・レクリエーション活動に注力してまいりました。

写真 リハビリ体操



園児との交流風景



忘年会昼食



平成31年4月～令和2年3月の1年間において、法人の定める、基本理念、基本方針を遵守し、目標達成に向けて取り組みました。

目標達成に向けて、事業を計画し実施しました。

1. ご利用者の健康管理と行動力強化



体調管理への気配りと、機能訓練（レク・脳トレ）を継続しています。

2. サービス体制の強化

ご利用者へのサービス向上に取り組むために、各月1回の職員の研修等実施すると共に、社会福祉主事の資格認定に職員を継続的に受講させていて、総合的なサービス体制の強化を図っています。

3. 防災対策

紀伊半島沖海域での地震発生が予測されていることもあり、避難困難者の救出や安全場所への移動を目的とした避難訓練を実施しました。

4. 施設の保守管理

施設開設後20年余経過し、老朽化や耐用年数の超過した設備や備品が増加しています。給水給湯設備の不具合が発生し、断水等で直接施設ご利用者の生活に影響することが多くありました。買換・取替・更新等の対処により、ご利用者の安全確保に取り組みます。

たきの里は、生活困窮者の支援という大きな使命を担っていることがあります。ご利用者に安定した生活を継続していただくためにも、施設運営を安定させ、想定される災害時の危機に向き合うための備えを、行っておかなければなりません。

国県市の防災計画や避難計画を理解し、公的施設として避難者の受け入れも課題になります。事業団相互の応援体制や、社会福祉法人間の応援体制を機能させるべく、組織化が進んでいます。

サービスの適正な展開と共に、課題の解消に努めていきます。

田辺市高齢者複合福祉施設「たきの里」各施設で以下の事業を実行しました。

(社会福祉事業)

1. 田辺市社会福祉事業団本部事業について

平成31年4月から令和2年3月末までの1年間において、田辺市より管理運営委託を受けている実施事業や、法人の実施事業について、適切な運営に取り組んできました。

法人の役員会については、評議員会を2回開催、理事会については5回開催して、法人の現況報告を行うとともに、各事業の運営についてご意見をいただけてきました。

法人の経営内容等については、月例報告等を通じて現況を把握し、健全な会計運営に努めてきました。

法人事業にかかわる国や県市から、制度改定（届出手順の変更）が発出されますので、それらに対応した運営の維持を行いました。外部情報は、会議や機関誌等々、あらゆる機会を通じて取得し、事業運営に生かしています。

施設職員の資質向上にむけた研修会を定期的実施しています。施設内研修は勤務時間外において月1回テーマを変えながら開催するとともに、外部で開催される研修会にも職員の希望に沿って参加させ、職場内で見聞内容を伝達しています。

事業計画で法人・施設情報等の公開に努めることにしていましたが、具体的な実績を残せず課題を残しています。

今年度内で百万円の寄付を2件拝受させていただいたほか、年末年始のイルミネーションを設置していただいたことや、新庄公民館の同好サークルの皆様や、地域活動に熱心に取り組まれているボランティアの方々への施設訪問、近隣保育所・幼稚園・小学校等から季節の行事として訪問していただき、入居者の皆様との交流を図っていただきました。

2. 養護老人ホーム「千寿荘」

養護老人ホームでは、過去の生活スタイルや人生経歴の異なる入居者に対応し、充足感に満ちた生活を送っていただけるよう、援助・助言・生活支援・見守りを実行してきました。

施設運営計画では、毎月の懇談会、行事毎の実行委員会、意見箱の設置等、入居者との垣根を無くす為に意見の交流を図りました。それにより問題意識を入居者と共有し、より一層生活がしやすい施設となるよう努めました。また、個々の状況に即した役割と自己責任の実行を求めると共に、適切な支援を提供しています。

最近特異な行動をされる入居者がおられ、近隣の入居者や職員が行う接遇に影響が及ぶことがあり、都度注意を行いますがその性癖は改めてもらえません。このための気配りや防止対策を検討し実施し、自覚を促しております。

養護老人ホーム千寿荘 年間利用実績

入所	在宅生活の継続困難を理由に例年に比較して多くの入居者を受け入れました。 男性3名 女性7名 計10名の新規入居者があり、平均年齢は84.7歳、 独居者が6名、同居者がいた場合でも中には居候的な生活者がいます。虐待が 疑われる場合もあります。入居により生活不安からは脱せられています。
退所	年度中に13名の退所者がいました。過半は持病等の悪化により、入院先で亡 くなられることや、重度の治療継続のため入院が続き退所となることがありま した。退所者においても例年より多く出ました。

生活管理型短期宿泊事業

令和1年度は例年になく利用者が多くありました。(500泊以上)

利用される理由としては、

借家等の老朽化が顕著であるため、住み続けられない。

火事等で住まいの機能を喪失した。

住家が自然災害により、被災し住み続けられない。

人間関係(家族間を含む)のトラブルから隔離するため

行路人者等で一時保護のため

その他多様なケースがある。

ADL低下傾向が強くなっています。

養護入居者の約82%が介護認定(要支援・要介護)を受けられています。

	自立者	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
人	12	10	7	21	7	3	3	2
%	18.5	15.4	10.8	32.3	10.8	4.6	4.6	3.1

重度の介護認定が取れても、身元引受人が不在のため移籍できない場合もあります。

ノロウイルス感染症の発生

令和1年12月末から、養護内で下痢嘔吐や発熱者が出始めたため、危機管理体制を執
り対応しました。年末年始のため量販店や介護用品扱い店が休業中という事もあり、防疫
用品の補充が困難を極めました。

法人役員さんの助けを借りて対策を進め、規定による所管庁への報告や保健所への通
知を行いました。嘱託医の指示により、病院の救急受診をうけ、集団感染の原因を確定
し、ノロウイルスによる発病であることが確認出来ました。

蔓延防止のため、館内清掃を徹底して行い、発病者は居室隔離して他者との接触がない
よう協力をしていただきました。早期隔離が効を奏したのか爆発的な状態にならず、また

重篤な発病者も出ることなく、10日ほどで終息状態になり、保健所の確認を受けることができました。この間には休暇中の職員にも出勤させ、運営体制の保持に努めました。

新型コロナウイルス対策で親族に現状報告

2月中頃からは、新型コロナウイルスの感染者が全国各地で発生し初め、和歌山県内でも病院内感染がでました。全国規模の防疫が必要とのことから、国県からの対策基準や方針が数多く発出されてきました。当施設でも、対策基準に準じた対応を行っています。

施設内に持ち込まないことを考えて、施設ご利用者の外出をやめていただき、各家族さんには事情を説明した手紙を送り面会を中止させていただきました。田辺地域でも感染者が出たことから、一段と対策を強化し、3密防止のため玄関の椅子等も移動し、売店の営業も中止してもらっています。また、訪問者の記録と検温に協力をお願いしました。

日常的に散歩に出かける方が少なからずおられる中、館内だけでの生活はストレスそのものであるため、その解消の一助のため、リハビリ体操や脳トレ等への参加呼びかけ、DVD映画の鑑賞など取り組みをしました。

看護グループからは、食堂の残食がなくなり、糖分摂取の減少（間食菓子が無い）で血糖値が改善されているとの報告が上がってきています。

入居者処遇計画作成と実践

入居者の処遇計画では、入居者個人の有する相違を尊重しながら適切な状況把握に努め、それに見合った身体的・精神的な配慮をして、個別処遇計画を作成しています。

作成した個別処遇を実践すると共に、四季折々に執り行う季節関連行事や文化活動への参加の呼び掛けを通じて、入所者間の交流を促進します。

個々の趣味・特技を活かした創作・文化・クラブ活動を推進して、安らぎと充実感を備えた生活環境を構築し、少しでも活動的な生活状況にしています。

団体行動が実施困難 秋の遠にはできる限り参加者数を増やしたが30名余でした。

春の遠足 足湯・バラ園



秋の遠足 みなペロイヤルリゾート



家族交流

入居者の親族との連携を密にする為に、親族が入居者の適切な状況把握ができるよう、夕涼み会開催の案内や行事活動等の情報提供を行ないました。

病院受診の際には親族の立ち合いが求められる場合がありますので、家族さんのご協力をいただいています。

在宅生活移行支援

福祉施策が在宅サービスに向いていますが、支援者の高齢化等もあり、地域生活への移行困難な状況があります。

施設生活支援（嘱託医健診、千寿荘体操竹踏み体操）

加齢に伴い、何かと不自由の増加が顕著な入居者に対応した、健康の維持促進に努め、つかず離れずの感覚で確実に実施しました。

その内容は、体力の維持増強を目的とした機能訓練（千寿荘体操・竹踏み体操・リハビリ体操）を実施しています。また、嘱託医の受診機会を週1回の割合で設け、生活習慣病・感染症の予防・改善に寄与致します。

その為にも個々の状況に即した食事環境を提供し、食事面でも常に楽しみを提供しています。

日課	安否確認	更衣確認	介助	洗面	排泄	朝食摂取	口腔ケア	服薬確認
	健康管理	体温・血圧測定	竹踏み体操	通院	入浴	居室清掃		
	昼食摂取	口腔ケア	服薬確認	レクリエーション	クラブ活動			
	竹踏み体操	外出届	出金依頼	夕食摂取	服薬確認			
	更衣確認	介助	排泄	就寝確認	巡回安否確認	介助		

介護保険利用支援

要介護認定を受けている入居者には、介護保険サービスの受給を受けられるよう円滑な援助を行ないます。これらの方々には『特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護サービス』を適切に利用していただけるよう支援しています。

その他

行動範囲が相対的に狭くなっていますので、活動の活性化のため、歩行訓練や屈伸等の筋力維持を目標としたメニューに参加を呼びかけました。

3. ケアハウス「神島」

近年入居者の減少が続いており、また、入居者は総体的に心身機能の低下が見られます。「幻覚」を訴える方や「物の無くなり」を訴えられる方も少なくありません。個別ニーズから、意見や要望に添って、柔軟に対応することや、少人数である事をメリットとして活かし、利用者の自主性、相互扶助精神を大切にされた雰囲気作りに努めました。

しかしながら、介護サービスを利用される方が多くなり、ケアハウスとして実施してきた、外食会や遠足等の行事や、様々なイベントが実施困難になってきました。

このことから、介護保険サービスを使い、外部のヘルパー事業所からのサービスを入れることや、通所介護事業所を活用するなどしながら、施設入居者仲間との交流を図り、施設職員の関りのもとで、独居ではなく近くに生活者がいる環境のもとで、安心して日々を過ごされ、施設生活を継続していただいています。

日課	安否確認	更衣確認介助	洗面	排泄介助	朝食摂取	口腔ケア
	服薬確認	体温・血圧測定	竹踏み体操	通院	入浴	昼食摂取
	レクリエーション	クラブ活動	竹踏み体操	生活相談	夕食摂取	
	更衣確認介助	排泄	就寝確認	巡回安否確認	介助	

ケアハウス神島 年間利用者動向

入所者	今年度新規入居者はいませんでした。
退所者	6月、10月、2月に女性のご利用者が各1名退所されています。

4. たきの里地域福祉交流センター

たきの里と地域住民との交流の場として、積極的に視察研修等を受け入れるとともに、資格取得実習者についても受け入れしました。また、知的障害者の社会参加と就労の訓練の場となっている、福祉ショップの運営に支援を行っています。

たきの里地域福祉交流センターでは、和歌山家庭裁判所からの委託により、家庭裁判所の指導職員の観護のもと、少年に社会福祉施設でのボランティア活動（施設周辺の美化清掃、利用者の日常生活の手伝い、レクリエーション活動など）を体験してもらっています。少年に業務の内容を知ってもらい、生活習慣や社会人としての心構えなどについての指導もおこなっています。活動参加を通じて、少年が多くの人とふれあう中から、家族や他人との付き合い方を見つめ直し、非行から立ち直るきっかけづくりになればと考えております。（「補導委託」）とは、家庭裁判所が少年の最終的な審判を決定する前に、社会福祉施設等でボランティア等に参加し、少年に仕事やボランティアをさせながら、生活指導をしてもらうという制度をいいます。

また、教員養成大学の学生に対して、福祉体験学習の場として事業所を提供し、体験学習の支援を行います。

訪問受け入れや交流の記録

教育実習	教育学部学生さんに福祉現場体験
家裁補導委託	学生ボランティアとして受け入れ
小学校	新庄第2小学校2年生による訪問交流
施設訪問交流	各団体様（新庄公民館・若柳真佐系会・新万万寿会・かねみ会・えびす会）
保育所	はまゆう保育所（七夕・ハローイン・サツマイモ堀等）
たきの里夕涼み会	毎年、ボランティアを募り、ご協力をいただいています。
千寿荘入居者互助会	毎年、卒園式・卒業式に花束を贈呈しています。

(公益事業会計)

5. 居宅介護支援事業

利用者を理解し、アセスメントを行って、利用者、家族、医療機関、サービス事業者との連携を密にし、利用者本人に最も適切な支援が継続的かつ計画的に行われるように、居宅介護支援計画を作成し、利用者・家族に対しサービスの方法について、親切丁寧に説明を行いました。

それによって「生活障害の改善が図られたか」のモニタリングも確実に実施しサービス事業所や行政等との連携、調整を図りました。

苦情処理については、利用者、家族が安心してサービスを受け入れられるよう、不満や苦情に迅速かつ適切に対応しています。

- ・相談支援、個別訪問、ケアマネジメントの実施（課題分析→介護計画作成→評価）
- ・担当者会議の実施、給付管理業務、各種サービス等申請代行

専門職としての、業務を的確に行えるよう内外的な研修会にも参加し、資質向上に努める。

利用実績報告 居宅

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護	17	17	15	14	13	13	13	13	13	12	11	12	163
予防	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	8	7	65
	22	22	20	19	18	18	18	18	18	17	19	19	228

施設移籍・利用支援

居宅介護支援サービスを提供している利用者の、心身の状況変化に合わせて、利用者本人や利用者家族に施設入居等の情報提供を行い、移籍支援を行ってきました。

ケアハウスからケアハウスへ移籍

ケアハウスから老健施設へ移籍

デイサービスの利用支援や利用先の情報提供

各種福祉サービスの利用支援（住宅改修・福祉用具の紹介等々）

収益性に課題

当事業所には終末期に利用できる法人関係施設が無いことから、要支援者の関心が得られにくいため、契約者を増やすことが難しく、収益性に課題があります。

6. 特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム千寿荘特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業）

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業の基本業務として、以下の生活介護支援を実施します

- ア) 利用者ニーズの把握と生活相談
- イ) 介護サービス計画の作成
- ウ) 安否の確認
- エ) 契約による介護サービス提供体制の確保

利用者が要介護状態、要支援状態となった場合においても、その心身の状況や、置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向を基に、必要な支援を行います。サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの、緊密な連携を図り、適切かつ円滑に、総合的な介護サービスが提供されるように努めます。

昨年度からの事業開始以降は、職員による夜勤2人体制で夜間の介護サービスに取り組んでいます。旧来からの宿直及び夜警担当者についても変わりなく配置し、サービスの充実を図ることができました。

介護保険による報酬で、体制強化を図ったことにより、新たな加算算定が取得可能となり、職員の同意のもと本年度は8.2%の加算を取得し、次年度からは10%になります。

課題としてきた、特定施設における、未契約空室や契約者が入院された場合等の空室利活用を行い、在宅において短期的に支援者不在となった時の要介護者受け入れや、緊急避難者の受け入れについて、短期利用特定施設を事業化するための諸手続きが進まず、課題を残しました。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護月別利用実績

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護	33	31	31	32	32	32	33	32	33	32	33	31	385
予防	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	87
計	41	38	38	39	39	39	40	39	40	39	41	39	472